

# 平成 30 年北海道胆振東部地震により被災された皆様へ

## 開発許可申請等に伴う手数料免除のお知らせ

平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。被災された建築物（住宅等）の建替等の際に、都市計画法に基づく開発許可申請等、または宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事許可申請等を北海道に申請される場合において、申請手数料を免除します。

- 1 対象とする災害  
北海道胆振東部地震（平成 30 年 9 月 6 日発生）
- 2 対象者等

対象者	対象工事等	対象区域等
自らの居住の用に供する住宅（自己居住用住宅 <sup>※1</sup> ）を滅失し又は破損 <sup>※2</sup> した者	・自己居住用住宅の建築 ・自己居住用住宅への用途変更	北海道が開発許可等を所管する区域 <sup>※3</sup>
自己居住用住宅以外の建築物又は特定工作物を滅失し又は破損 <sup>※2</sup> した者	・建築物の建築、又は用途変更 ・特定工作物の建設	北海道が開発許可等を所管する区域のうち、被災した建築物と同一の市町村区域内 <sup>※4</sup>

※1 「住宅」には、併用住宅を含む。 ※2 罹災証明により全壊又は半壊に判定されたもの ※3 別紙による  
※4 やむを得ない理由がある場合は、隣接する市町村を含む。

- 3 対象の手数料  
(1) 開発許可申請等手数料（開発許可、変更許可、建築等許可、規則第 60 条証明書など）  
(2) 宅地造成工事許可申請等手数料（宅地造成工事許可、変更許可など）
- 4 対象期間  
罹災証明書に記載の災害発生日から起算して、自己居住用住宅の建築等を目的とする申請の場合は 2 年以内、自己居住用住宅以外の建築等を目的とする申請の場合は 1 年以内に申請したもの。ただし、開発許可申請、宅地造成工事許可申請の手数料免除を受けたものに係る変更許可申請については、期間の制限はありません。
- 5 申請に必要な書類  
開発許可申請等、又は宅地造成工事許可申請等の際に、以下の書類を添付してください。  
(1) 開発許可申請等・宅地造成工事許可等手数料免除申請書 1 部  
(2) 市町村発行の「罹災証明書」（2 回目以降の免除申請は写しで可） 1 部
- 6 その他  
既に免除対象となる手数料を道に納入された場合は、所定の手続きにより手数料をお返しします。

### 【お問い合わせ先】

各（総合）振興局建設指導課建築住宅係

石狩：011-204-5833 渡島：0138-47-9466 檜山：0139-52-6632  
後志：0136-23-1373 空知：0126-20-0067 上川：0166-46-5947  
留萌：0164-42-8449 宗谷：0162-33-2930 オホーツク：0152-41-0642  
胆振：0143-24-9594 日高：0146-22-9293 十勝：0155-27-8601  
釧路：0154-43-9192 根室：0153-23-6832

北海道建設部 都市計画課 基本計画・景観グループ：011-204-5563

北海道が開発許可等を所管する区域

※1：太枠内が、北海道が所管する区域（手数料が免除になる範囲）

※2：太字は、宅地造成等規制法に基づく宅地造成規制区域を有する市町村

市 町 村	対象となる開発許可等 及び宅地造成工事許可等	開発行為等及び宅地造成 工事等の所管
札幌市、函館市、旭川市（3市）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての開発許可等</li> <li>・ 全ての宅地造成工事許可等</li> </ul>	それぞれの市が所管 （政令市、中核市）
<b>小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、苫小牧市、稚内市、江別市、士別市、名寄市、千歳市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、松前町、福島町、七飯町、森町、八雲町、長万部町、奥尻町、せたな町、島牧村、東神楽町、美瑛町、上富良野町、剣淵町、苫前町、厚真町、白老町、音更町、芽室町、幕別町、釧路町</b> （40市町村）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての開発許可等 ※ただし、開発審査会の議を経ることが必要なものを除く</li> <li>・ 全ての宅地造成工事許可等（厚真町を除く）</li> </ul>	それぞれの市町村が所管 〔北海道から権限委譲を受けて事務を行っている市町村〕
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発審査会の議を経ることが必要な開発許可等</li> <li>・ 厚真町の区域に係る宅地造成工事許可等</li> </ul>	<b>北海道が所管</b> ※厚真町は、都市計画法に基づく開発許可等は北海道から権限委譲を受けて事務を行っているが、宅地造成等規制法に基づく事務は、北海道が所管している。
上記以外の市町村（136市町村） ※うち、 <b>江差町、安平町、洞爺湖町</b> は、宅地造成工事規制区域を有する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての開発許可等</li> <li>・ 全ての宅地造成工事許可等</li> </ul>	

- ・ 札幌市、函館市、旭川市の3市においては、都市計画法に基づく開発許可事務の全てと、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事許可事務の全てを所管しています。
- ・ 小樽市など40市町村においては、都市計画法に基づく開発許可事務のうち、開発審査会の議を経ることが不要なものについて所管しています。
- ・ 小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、網走市、苫小牧市、富良野市、登別市、北広島市、白老町の10市町においては、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事許可事務の全てを所管しています。
- ・ 厚真町は、都市計画法に基づく開発許可事務の一部について北海道から権限委譲を受けて事務を行っていますが、宅地造成等規制法に基づく事務は、北海道が所管しています。
- ・ 上記以外の136市町村においては、北海道が都市計画法に基づく開発許可事務の全てと、宅地造成等規制法に基づく事務（対象は江差町、安平町、洞爺湖町の3町のみ）の全てを所管しています。